**寺泊－赤泊間の高速船チャーター便を利用した旅行商品造成事業**

**公　募　要　領**

令和５年６月７日

長岡佐渡広域観光協議会

長岡佐渡広域観光協議会は、観光振興を目的として、寺泊と赤泊間で運航する高速船をチャーターし、これを利用した旅行商品を造成・販売する事業（以下、「本事業」という。）を実施する者を以下の要領で募集します。

１　事業の目的

　　寺泊・赤泊間の航路を活用した魅力的な旅行商品が造成・販売され、多くの観光客が寺泊・長岡地域、佐渡地域を訪れることにより、両地域の振興を図るとともに、当該航路の観光航路としての可能性を探ることを目的とする。

２　事業の内容

（１）使用船舶

　　　粟島汽船が所有する高速船「きらら」

（２）運航航路

　　　寺泊港（長岡市）～赤泊港（佐渡市）

（３）運航可能日

　　　次に掲げる期間とする。（14日間）

８月21日（月）～９月１日（金）、９月９日（土）～10日（日）

　　　※提案する運航日数に下限は設けない。

（４）航行時間

　　　片道1時間程度

（５）販売可能座席数

　　　最大片道126座席

（６）運航ダイヤ

　　　原則として、事業者の提案による。

　　　※乗下船に要する時間等については、粟島汽船にご相談ください。

※夜間（日没後）の運航は行わないこととする（詳細は粟島汽船にお問い合わせください）。

（７）旅行商品の内容

　　　日帰り、宿泊を問わない。

（８）募集広告における記載事項

　 　「新潟県、長岡市、佐渡市の支援を受けた特別企画（令和５年度）」と明記すること。

(９）実績の報告

　　 事業終了後、事業の実績を報告すること。なお事業終了後に利用者へのアンケートを実施し、その結果を報告内容に盛り込むこと。

（10）寺泊港ターミナルの利用

　　　ターミナルの利用については佐渡汽船に相談すること。なお、利用料は提案者の負担とする。

（11）費用負担

　　　高速船チャーター代及び船舶に係る経費は当協議会の負担とする。その他の費用は提案者の負担によるものとして商品造成すること。

３　公募のスケジュール

　　令和５年６月７日(水) 公募開始

　　令和５年６月12日(月) 質問書提出期限（様式１）

　　　※質問書は、後述４(５)の連絡先にFAX又は電子メールで提出してください。

　　令和５年６月16日(金) 質問への回答予定日

※ホームページに掲載します。

　　令和５年６月23日(金) 提案書の提出期限

　　令和５年６月末頃 　　　 採択(予定)者の決定

４　応募手続き等

（１）提案者

　　　旅行業登録を有する者で、本事業において、船舶をチャーターする者とする。

　　　また、提案者及び提案者と共同で旅行商品を造成・販売する事業者は、次のア、イに掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

ア　次のいずれにも該当しない者であること。

ｱ)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立をされた者

ｲ)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

※旅行業登録を有する複数の事業者が、共同で船舶をチャーターし、それぞれが旅行商品を造成・販売することは妨げないが、その場合は、代表者１社を提案者とすること。また、１社が船舶をチャーターし、旅行商品を複数の事業者で造成・販売する場合は、チャーターする事業者を提案者とする。

（２）提出書類

　　　下記①～⑤の書類を作成、提出すること。様式は①を除き任意とし、書類はＡ４判縦を基本とする。

　　　①提案書（様式２）

　　　②旅行商品の概要（行程、料金、募集定員、最少催行人員、その他商品内容が分かるもの）

　　　③実施体制（責任者、担当者の役割、連絡先等、社内の体制が分かるもの。複数の事業者が共同で実施する場合は、各社の体制が分かるものも記載のこと。）

　　　④スケジュール（商品造成からツアー実施、実績報告までのスケジュール）

　　　⑤その他（必要な事項を適宜記載ください）

（３）提出部数等

・提案書一式　７部

　　・提案書の電子データ　１式

（４）提出期限

　　令和５年６月23日（金）17時必着

　※提案書の提出方法は、持参または郵送とする。

　※提出前に電話にてご連絡ください。

（５）提出先及び問い合わせ先

 　　【事業全体に関する問い合わせ及び提出先】

　新潟県庁港湾振興課港湾企画振興班

　　※住　所　〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１

　※提出する封筒には「佐渡航路社会実験事業提案書」と記載すること。

※連絡先　電話　025-280-5110　FAX　025-280-5089

　　　　　メールアドレス　ngt170010@pref.niigata.lg.jp

寺泊観光協会　電話　0258-75-3363

【船舶に関する問い合わせ先】

粟島汽船㈱　電話　0254-55-2131

【寺泊港ターミナルに関する問い合わせ先】

佐渡汽船㈱　電話　025-245-2281

（６）その他

　　・提案書作成（提出するデータ作成を含む）に要する費用については採択・不採択に関わらず、提案者の負担とする。

　　・提出物は返却しない。

５　審査・採択について

（１）審査方法

　　　審査は原則として提出書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出、実施内容の変更を求める場合がある。

（２）審査項目

　　　以下の審査項目について総合的な評価を行う。

　　　①適合性

　　　　・提案内容が事業の目的に合致しているか。

　　　　・本事業を円滑に実施する体制となっているか。

　　　②有効性

　　　　・多くの送客が見込まれるか。

・寺泊・長岡地域、小木や赤泊等の佐渡地域の振興に資する内容か。

　　　③魅力度・先進性

・魅力的な商品か。

・新たな訪問先や体験メニュー等があるか。

　　　④事業継続性

　　　　・次年度以降の事業継続が期待できる内容か。

（３）結果の決定及び通知

　　　採択・不採択に関わらず、その結果は提案者に書面で通知する。

　　　なお、複数の提案があり、運航希望日が重複した場合は、実施日について協議することがある。

また、審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。